

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町（以下「市町」という。）から甲に対し、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な調整を行うための事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市町から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対し要請をすることができる。但し乙が対応できない場合等は丙に直接要請をすることができる。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

3 第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

4 乙は、丙に対し協力を要請することができる。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の乙及び丙からの応諾状況について、速やかに市町へ報告するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、県を通じて市町から要請があった場合は、前条各号の規定による協力を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙及び丙が実施した協力業務に要した経費の負担は、災害救助法その他法令等に基づき他、甲と乙及び丙並びに協力を要請した市町が協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び丙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月16日

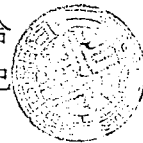
甲

三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬



乙

三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 喜己



丙

東京都港区港南二丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲



災害時における棺及び葬祭用品の 供給等に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書（以下「協定」という。）第8条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第2条に規定する災害が発生した市町から甲への要請は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力あつせん要請書（様式第1号）により、甲から乙又は丙への要請は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力要請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 協定第2条に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。

(1) 桐棺（内張り、納棺セット等を含む）

サイズ6.0尺、6.25尺、6.5尺、特大柩7.0尺

(2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

(3) 骨つぼ等その他必要な用品

(要請の応諾状況)

第3条 協定第3条各号に規定する応諾状況の報告は、対応状況報告書（様式3号）及び応諾状況報告書（様式第4号）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は三重県健康福祉部薬務食品室長、乙は三重県葬祭業協同組合理事長、丙は全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(附則)

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力あつせん要請書

(あて先)

三重県知事

(三重県災害対策本部長)

市町長

(市町災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、三重県葬祭業協同組合に次のとおり協力を要請します。

担当者職・氏名 電話番号・E-mail	担当 部 課 職・氏名 E-mail 電話番号
電話、ファクシミリ等 による要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	用品名 サイズ 数量
履 行 場 所	
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
備 考	1 災害救助法の適用状況 (<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用なし) 2 棺及び葬祭用品の供給等に関する協定締結状況 (<input type="checkbox"/> 三重県葬祭業協同組合 <input type="checkbox"/> 他に同様の協定締結 <input type="checkbox"/> なし)

※ 要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

平成 年 月 日

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力要請書

三重県葬祭業協同組合理事長 様
 (全日本葬祭業協同組合連合会長)

三重県知事
 (三重県災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請市町 担当者職・氏名 電話番号・E-mail	市町 職・氏名 E-mail	部 電話番号	課
市町からの電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 ()	時	分頃
要 請 理 由			
要 請 内 容	用品名 サイズ 数量		
履 行 場 所			
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日	期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日	
備 考			

※ 要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

対 応 状 況 報 告 書

(あて先)
三重県知事
(三重県災害対策本部長)

三重県葬祭業協同組合理事長
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定による要請への対応について、下記のとおり報告します。

記

1 協力要請市町

(1) 市町名

(2) 電話、ファクシミリ等による要請日時

平成 年 月 日 () 時 分頃

2 協力内容 (該当事項に○)

(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

(2) 遺体安置施設等の提供

(3) 遺体の搬送

(4) その他

3 協力支部名

名称：

所在地：

連絡責任者氏名：

電話番号：

FAX：

E-mail：

4 その他

5 問い合わせ先

名称：

担当者

電話番号：

FAX：

E-mail：

平成 年 月 日

応 諾 状 況 報 告 書

市町長 様
(市町災害対策本部長)

三重県知事
(三重県災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する要請に対する応諾状況について、三重県葬祭業協同組合から下記のとおり報告がありましたので送付します。

記

1 電話、ファクシミリ等による要請日時

平成 年 月 日 () 時 分頃

2 協力内容 (該当事項に○)

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他

3 協力支部名

名称:

所在地:

連絡責任者氏名:

電話番号:

FAX:

E-mail:

4 その他

